平成２６年（フ）第１４８８号
東京都調布市西つつじケ丘３丁目６－１－206
債務者　松島　　昭
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内海　雄介
4　破産債権の届出期間　平成26年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４９３号
東京都八王子市上柚木1783－６
債務者　成澤　敏朗
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　稔
4　破産債権の届出期間　平成26年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４９４号
東京都八王子市上柚木1783－６
債務者　成澤美和子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　稔
4　破産債権の届出期間　平成26年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３号
鹿児島県霧島市国分郡田1024番地16、住民票上の住所鹿児島県霧島市隼人町住吉406番地ヒルズアルカディア401号
債務者　下原幸次郎
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　政幸
4　破産債権の届出期間　平成26年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
神戸市西区王塚台５丁目105　アンヘル305、住民票上の住所神戸市西区王塚台５丁目466番地の５
債務者　榮　　孝治
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
北海道北斗市向野１丁目10番22号
債務者　三橋　丈晴
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米塚　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４２号
宮城県岩沼市松ケ丘３丁目８番地の１　県営住宅225号
債務者　石堂　哲也
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
堺市西区堀上緑町３丁３番21号
債務者　喜村マツヱ
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５６８号
岡山市北区御津下田77番地３
債務者　國島　　裕
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５９号
高知市十津４丁目７番18号、住民票上の住所徳島市北矢三町３丁目６番16―４号
債務者　正岡　　巖
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８３号
和歌山市弘西415番地の６　ルネ紀伊101
債務者　古米　　彰（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　俊治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１号
鹿児島県鹿児島市草牟田町３番地20　リバーサイド草牟田405号
債務者　谷頭　康徳
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　政幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第８号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目15番22―611号
債務者　山辺　尚紀
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉崎　泰広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６号
熊本県八代市高植本町1060番地16
債務者　岩崎　安治
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中松　洋樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第５号
大分県玖珠郡九重町大字湯坪628番地の10
債務者　小幡　洋二
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　和明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
大分地方裁判所日田支部